

1953年スペイン有限会社法

中川和彦

I 1953年7月17日、スペインは初の有限責任会社法を公布した。本稿はこの法律の試訳である。なるべく原文に忠実に直訳したが、各条文の見出しは原文になく、訳者が適当に付したものである。翻訳のテキストとして、下記二者所収の西語原文を用いるとともに、その註釈・解説を参考とした。¹⁾

Gay de Montella, *La Sociedad de Responsabilidad Limitada*, Barcelona, 1954, 329p.

De Sola Cañizares, *Las Sociedades de Responsabilidad Limitada en el nuevo Derecho español*, Madrid, 1954, xv, 251p.

II 本立法までに有限責任会社法制定の動きがなかったわけではない。²⁾ しかし立法もないままにスペインに有限責任会社が多く存立してきたのは、スペイン商法典(1885年)が《本法典が明文をもって禁止

していない限り……形態のいかんを問わず、有効とし……》(商117条)と規定していたこと、³⁾そして1919年の商業登記規則が合名会社・合資会社及び株式会社その他に《*Sociedades de responsabilidad y razón social*》(有限責任会社と社号)の登記を認めたこと(108条)に基く。⁴⁾

III 有限責任会社法の立法を緊急ならしめたのは、1951年の株式会社法の制定である。若干の点で調和をせまられたからであった。新法の特徴として次のものがあげられよう。(かっこ内は条文を示す。)

- 1 目的のいかんを問わず商事会社である(3II)。
- 2 資本金額及び社員数の制限(3I・1II)(中小企業向)。資本金の最低額の規定はない。
- 3 資本総額の引受け及び払込が必要(3I)。
- 4 資本を流通証券で代表させることができない

1) 次のものも参照した。

Lopez, *Curso de Derecho Mercantil*, Madrid, 1954, pp.189~196.

Garrigues, *Curso de Derecho Mercantil*, T. 1, Madrid, 1955, pp.451~485

Arroyo, *Sociedades de Responsabilidad Limitada*, Madrid, 1958,

Eichler, *Das spanische Gesetz über die GmbH*. ZAUSIR. 25J(1960), SS.304~312.

2) 1918年に Roig y Bergadá 草案, 1926年に商法改正草案が発表された。前者につき, Moret, *Las Sociedades de responsabilidad limitada y la legislación española*, Madrid, 1925, p.104 y sigts., 佐々, 有限責任会社法論, 昭8, 169頁以下, 後者につき, Llorens, *Der Entwurf eines spanischen HGB*, ZAUSIR, III (1929), SS.932~966参照。

3) しかし有限責任会社がこれに含まれるか, 論議はあった。Moret, ob. ci. p.99 y sigts.

4) 新法制定前の事情につき, 未入手であるが, つぎのものに詳しいという。De Sola Cañizares, *Tratado de Sociedades de responsabilidad limitada en el derecho español*, Barcelona, 1951,

(1 I).

- 5 労務出資は認められない。
- 6 法人格取得のため、設立公正証書の作成及び商業登記簿への登記が必要 (5)。
- 7 持分譲渡の制限 (20)。
- 8 会社決議における多数決制の採用 (14・17)。
- 9 貸借対照表に関する規定の充実 (西株式法の規定とはほぼ同様、伊法の影響大)。(26・27・28)
- 10 追加出資の容認 (独法の Nebenleistung と同じ) (10)。
- 11 利益分配の持分比例の原則 (29)。
- 12 社債発行の禁止規定はない。

スペイン有限責任会社法

Ley de 17 de julio de 1953 sobre Régimen Jurídico de las Sociedades de Responsabilidad Limitada

第1章 総則 Disposiciones generales

第1条 (有限責任会社の意義)

- 1) 有限責任会社は、等額であるが、不可分の持分 (participación) に分割される一定の資本を有する。しかしこの持分は流通証券に化体できず、株式と称することができない。
- 2) 社員は50人を越えず、会社債務につき人的責任を負わないものとする。

第2条 (名称)

- 1) 有限責任会社は客観的名称 (denominación objetiva) もしくは社号 (razón social) の下に取引をなし、いかなる場合も、これに Sociedad de Responsabilidad Limitada もしくは Sociedad Limitada の語句を付加しなければならない。
- 2) 有限責任会社であるかと否とを問わず、その他の既存の会社の名称もしくは社号をとることができない。

第3条 (資本・商人性・商法規定の準用)

- 1) 会社資本は社員の出資をもって構成され、500

万ペソを越えることができず、ペソで明確に表示され、その設立時より総額払込まれていなければならない。

2) その目的の如何を問わず、有限責任会社は商的性格を有し、本法の諸規定に従い、かつ補助的に、すべての種類の会社に共通の商法典の規定に従うものとする。

第4条 (住所・目的の制限)

- 1) スペイン国籍の有限責任会社は必ずスペイン領内に住所を有するものとする。
- 2) 有限責任会社は、法律が独占的にその他の団体に付与する集会的・職業的もしくは経済的利益の代表を目的とすることができない。

第2章 有限会社の設立 Fundación de la sociedad

第5条 (設立の登記・法人性)

有限責任会社は公正証書 (escritura pública) により設立され、これは商業登記簿に登記されなければならない。登記の時より法人格を取得するものとする。

第6条 (登記前の会社の行為・設立費用の負担)

- 1) 商業登記簿への登記前に会社の名で締結した契約は右の要件及び3ヶ月内に会社が承諾することに、その発効は従属するものとする。会社の承諾のないときは、会社の名で契約した相手方に対して発起人 (gestores) は連帯して責任を負うものとする。
- 2) 発起人は、登記前に会社の設立に必要な行為をなすことができるが、これに起因する費用はこのものの負担とする。

第7条 (設立証書の作成・記載事項)

設立証書 (escritura de constitución) は、本人もしくは代理人 (apoderado) によるを問わず、社員により作成されねばならない。この証書には次の事項が記載されるものとする。

第一 自然人の場合、社員の氏名及び身分、または法人の場合は名称もしくは社号、そして両者とも

国籍及び住所。

第二 名称もしくは社号。

第三 会社の目的。

第四 会社存続の期間。

第五 会社の住所、及び会社がその支店・代理店もしくは出張所をおく地。

第六 会社資本及びその分割される持分。

第七 社員各人の出資する現金・物品もしくは権利。そして出資する名義 (titulo) もしくは概念 (concepto)、非金銭出資財産に付与されるべき価格、及びこれに割当てられる会社の持分を付記する。

第八 有限責任会社の管理及び代表をなすべき1人もしくは数人のものの指定。

第九 社員総会がある場合、審議・決議の方式及び招集・成立の方式、または総会のない場合、書面決議の方式。

第十 本法に定めるところに反しない限りの、社員が設定を適当とするその他の適法の約定及び特別の条項。

第8条 (出資の払込)

1) 金銭出資は邦貨をもってなされねばならない。出資が外国通貨によるならば、法律により邦貨相当額が決定されるものとする。

2) 出資財産が動産・不動産もしくはこれに類似する権利よりなるならば、出資者は、民法典が売買契約のために定める諸条項で、出資の目的物の引渡し及び瑕疵担保 (saneamiento) の責任を負うものとし、危険の移転につき売買契約に関する商法典の規定が適用されるものとする。

3) 出資財産が債権よりなるならば、出資者は債権の正当性及び債務者の弁済能力につき責を負うものとする。

4) 営業もしくは商工業の営業所が出資されるとき、民法第1532条がその移転に適用されるものとする。

第9条 (非金銭出資に関する社員の責任)

非金銭出資の場合、出資財産の实在、及び証書に付与される価格につき、社員は会社及び第三者に対し、連帯して責を負うものとする。

第10条 (追加出資義務)

設立証書には、社員もしくはその一部のもののために、資本の出資とは別の追加出資を、その方法を明記して、義務的に定めることができ、この場合、これをなす社員が利益より受ける補償も定めるものとする。この出資は会社の資本を構成することができない。

第3章 会社の機関 Organos de la Sociedad

第11条 (取締役・その権限・選任の登記)

1) 会社の管理は、社員たると否とを問わず、1人もしくは数人のものに委任され、このものは会社の営業もしくは取引に関する一切の事項において会社を代表し、自己の行為及び契約によって会社に債務を負わせるものとする。取締役 (administrador) の代表権の制限は、何れを問わず、第三者に対して効力がない。ただし、権限が委任状 (escritura de poder) により付与されるものに付与しうべき代理権 (apoderamiento) はこの限りではない。

2) 取締役の任命はその承諾の時より発効し、その日より10日以内に商業登記簿に登記のため届出て、その氏名・年令・住所及び国籍を登記しなければならない。

第12条 (取締役の解任・競業禁止義務)

1) 会社資本の過半数を代表する社員の決議により取締役は解任されうる。ただし設立証書において任命されている場合を除く。この場合には、第17条に定めるところが遵守されるものとする。

2) 取締役は、会社の目的と同一種目の取引を自己もしくは他人の計算でなすことができない。

第13条 (会社等に対する責社)

1) 取締役は悪意・権限濫用・重大な過失、または法律もしくは設立証書の不履行に起因する損害につき、会社に対して責を負うものとする。取締役に対

する責任追求の会社の訴は、会社資本の過半数を代表する社員の決議を事前に要する。

2) 上の場合、取締役が社員及び会社の債権者の利益を直接害するとき、取締役はこれらのものに対しても責を負うものとする。

3) 上両者の場合とも、その責任は、行為もしくは不作為により損害をひき起した取締役のみが負うものとし、責任が二人以上の取締役に及ぶ場合、これらのものは連帯して責を負うものとする。

第14条 (社員総会)

1) 過半数により表示される社員の意思は会社の生活を支配する。社員数が15人を越えるとき、もしくは証書に要するとき、総会 (*junta general*) は必ず過半数で構成されなければならない。

2) その他の場合、会社決議は、郵便・電報、または表示される意思の真正を法律もしくは証書に従つて保証するその他の方法により採択することができる。

3) 証書の別段の定めを除き、会社資本の半数以上を代表する社員数が賛成投票するとき、過半数があると了解されるものとする。

第15条 (総会の招集)

1) 総会の招集公告は、会社証書の定める猶予をおき、かつ方式において取締役がこれをなし、審議すべき事項を公告にしかるべき明確さをもって記載する。取締役は会社資本の少くとも $\frac{1}{4}$ を代表する数の社員の請求するとき、必ず総会を招集するものとする。

2) 前項に定めるところに拘らず、社員が全員出席し、総会の成立を決議するとき、事前に招集がなくとも、総会が有効に成立したものとする。

第16条 (代理人による議決権行使)

1) 会社証書に別段の定めあるときを除き、社員は全員、総会において、その他のものにより代表されることができる。

2) 法人に付与される代理権 (*representación*) は

適法でなく、また法人が当該総会のためその代理人 (*representante*) として明白に指名した個人に付与される代理権も適法でない。

3) 代理権は、書面により、かつ総会毎に特に付与されねばならない。

第4章 会社の変更・資の増減. *Modificación de la Sociedad. Aumento y reducción de capital*

第17条 (特別決議)

1) 会社資本の増減・会社の存続期間の延長・会社の合併もしくは組織変更を決議するには、少くとも社員数の過半数及び会社資本の $\frac{2}{3}$ を代表する数の社員が賛成投票することが必要である。第2回の招集においては、会社資本の $\frac{2}{3}$ の賛成投票で足りるものとする。

2) 変更事項は公正証書に記載され、商業記簿に登録されなければならない。

第18条 (社員の増資引受権)

1) 会社証書に別段の定めあるときを除き、資本の増加において、社員各員はその持分に比例する部分を引受ける権利を有するものとする。

2) 社員の引受けなかった資本は社外者に提供することができる。

第19条 (資本の減少)

1) 出資財産の社員への返還を意味する資本減少の決議は、債権者に通知がなされる日より起算して3ヶ月経過するまで発効することができない。この通知は個人的になされ、そして債権者の住所を知らなためこれが不可能であるならば、官報 (*Boletín Oficial de Estado*)、及び会社住所地の最大発行部数の日刊紙の一つに掲載するべき公告で通知をなすものとする。

2) この期間中は、通常の債権者は、その債権が弁済されず、もしくは会社が担保を提供しないときは、減資決議の実行に反対できる。3ヶ月の期間終了前もしくは期間中、かつ方式にかなってなす債権者の反対に拘らず、なされる一切の返還は無効とする。

3) その他の方法が全員一致で決議されるときを除き、資本の払戻は各人の持分に応じてなされねばならない。

第5章 持分制度 Régimen de las Participaciones Sociales

第20条 (持分の譲渡・社員の先買権)

1) 持分を生存中に、非社員に譲渡せんとする社員は、取締役宛の書面によりこれを通知せねばならない。取締役は15日間にこれを社員に通知するものとする。社員は通知後30日間、買入を選択できる。持分購入を希望するものが数人あるとき、各人の持分に比例して配分されるものとする。社員の中に選択権を行使するものがない場合、資本減少の後消却するため、さらに30日の期間内に会社がこれらの持分を取得することができる。この期間が終了すると、社員が適当とする方式でその持分を譲渡することは任意とする。

2) 本条の選択権行使のための売却価格は、不一致の場合、三人の鑑定人がこれを定めるものとする。各当事者は鑑定人を各各1人任命し、第三のものは両者の合意により、合意に達せぬときは裁判官がこれを任命する。

3) 会社の設立証書には、持分の生存中の譲渡のための別段の約定及び条項、またこの場合の評価を定めることができるが、譲渡を全面的に禁ずる約定はいかなる場合も無効とする。

4) 会社証書 (escritura social) に定めるところ、もしくは定めなきときは本条に定めるところに同意しない非社員への譲渡は無効とする。

5) 持分の譲渡は公正証書に記載され、商業登記簿に登録されるものとする。

第21条 (持分の相続)

1) 相続による持分の取得は死亡者の相続人もしくは受贈者に社員資格を付与する。

2) これにも拘らず、会社証書に定める期間内に、前条に定めるところに従って、持分の実価を評価し

て死亡社員の持分を取得する権利を生存社員に与えることを会社証書に定めることができる。この持分取得を希望する社員が数人あるとき、各人の持分に応じてそのもの全員の間で分配されるものとする。

第22条 (持分取得の会社への届出)

1) 名目のいかんを問わず、持分の取得は、書面により、新社員の氏名・身分及び住所を記して会社に届出ねばならない。

2) 本要件を充たさないと、自己に帰する会社における諸権利の行使を社員は求めることができない。

第23条 (持分の共有)

持分が数人のものに不可分に帰属するときは、これに帰属する諸権利を行使すべきものを指名しなければならない。これにも拘らず、社員の義務の不履行は共有者全員が連帯して責を負うものとする。

第24条 (持分の用益権)

持分の用益権 (usufructo) の場合、社員資格は裸所有者に残存する。しかし用益権者は、用益期間中に取得し、この期間中に分配される利益の配分に与かる権利を有するものとする。社員のその他の権利の行使は、会社証書に別段の定めあるときを除き、当該持分の裸所有者がこれにあたる。

第25条 (持分の質入れ)

1) 持分の質入れの場合、会社証書の別段の定めあるときを除き、社員の諸権利の行使は持分所有がこれにあたるものとする。

2) 持分の質権設定は公正証書に記載されねばならず、これは当該登記簿に登録されるものとする。

第6章 貸借対照表及び利益分配 Del balance y del distribución de beneficios

第26条 (貸借対照表の作成)

1) 会社年度の結了より起算して最大5ヶ月以内に損益計算書及び利益分配案を添付した貸借対照表 (el balance con la cuenta de pérdidas y ganancias y la propuesta de distribución de beneficios) を作成する義務が会社の取締役にある。会

社証書に規定のないとき、会社年度は毎年12月31日に結了するものと了解される。

2) 各年度に閉鎖される会計帳簿 (*contabilidad*) は、会社の財産状況、及び会社年度中に取得した利益もしくは受けた損失を明瞭かつ正確に反映するものとする。貸借対照表及び損益計算書は、それを讀上げることによって、会社の経済状態及び取引の経過の正確な表現が得られるように記載されるものとする。

第27条 (社員の貸借対照表検査権)

会社証書にいう時期及び期間に、社員は各年度の損益計算書及び貸借対照表を検査する権利を有し、この損益計算書及び貸借対照表は第14条に定めるところにより構成される多数決により承認されねばならない。

第28条 (資産の評価基準)

貸借対照表の資産の評価につき次の諸規定が遵守されねばならない。

第一 不動産・設備・特権・免許・特許権・商標及びその他資産の部に表示される企業財産の構成要素は取得価格で評価されるものとする。右の価格は、使用さるべき期間に応じて、及びその使用もしくは利用により受ける減耗に応じて、毎年償却されねばならない。

第二 取引所の相場ある有価証券は、会計年度の最終四半期の平均公定相場を越えない価格で貸借対照表に記載されるものとする。

公定相場のない有価証券は、取締役の慎重な裁量に従って評価されるものとする。ただし取得価格を越える価格を付することができない。

第三 債権はその名目額が記載されるものとする。ただし、債権者の支払能力もしくはその取立の可能性が減ずるときはこの限りではなく、この場合換価見込額が計上されるものとする。

第四 原料及び商品は取得価格、もしくはこれより市場価格が下まわるときは、市場価格で評価されるものとする。

第五 会社の設立及び開業費用は、その実際金額が記載され、最高10年の期間内に償却されなければならない。

第29条 (利益配当)

社員はその持分に応ずる割合で配当可能利益 (*beneficios repartibles*) を受ける権利を有するものとする。第10条に定めるところを除き、別段の約定はすべて無効とする。

第7章 解散及び清算 *Disolución y Liquidación*

第30条 (解散事由)

1) 有限責任会社は次の事由により全部解散する。

第一 会社証書に定める期間の結了により。

第二 目的を構成する企業の完遂、もしくは会社目的実現の明白な不可能により。

第三 資産を会社資本の $\frac{1}{3}$ 以下に減ずる損失の結果により。ただしこれが填補もしくは減資されるときはこの限りではない。

第四 会社の合併。

第五 第17条に従って採択される社員の決議により

第六 その他の会社証書に定める何らかの事由により。

2) 会社の破産は、これを宣言する判決の結果として、明らかに決議されるとき、その解散を定める。

第31条 (社員の除名による部分解散)

1) 商法第218条第1号、第2号及び第7号に定める事由により社員のあるものの除名、もしくは本法第12条の禁止を犯す取締役たる社員 (*socio administrador*) を除名するとき、会社は部分解散 (*disolución parcial*) することができる。 「る。

2) 商法第219条は部分解散に適用されるものとする

3) 社員の除名は公正証書に記載し、商業登記簿に登録されなければならない。

第32条 (清算) 有限責任会社の清算のため、設立証書及び商法典に定めるところに従うものとする。追記。筆者未熟のため、誤訳・拙訳があると存じます。諸先生のご指導をお願いいたします。